



第34回 三ヶ日東小学校運営協議会

2025. 2. 18

浜松市立三ヶ日東小学校 会議室

15:00～16:30

進行：鈴木

- 1 会長挨拶 15:00～15:05
- 2 校長挨拶 15:05～15:10
- 3 議長選出
- 4 前回会議録の確認
- 5 熟議 15:15～16:20
 - (1) 令和7年度学校運営基本方針（校長）
 - (2) いじめ防止等のための基本的な方針（校長）
 - (3) 令和6年度学校運営協議会自己評価（会長）
 - (4) 令和7年度学校運営協議会の目的及び年間計画、組織（会長）
 - (5) 令和6年度夢育やらまいか事業（教頭）
- 6 その他 16:20～16:30
 - (1) 次回議長選出
 - (2) 次年度開催予定
 - ・ 第1回（第35回） 4月23日（水）15:00～16:30
 - ・ 第2回（第36回） 6月15日（日）13:00～15:30
 - ・ 第3回（第37回） 10月15日（水）15:00～16:30
 - ・ 第4回（第38回） 2月18日（水）13:30～15:00
 - (3) 退任委員挨拶（渥美、黒柳）

令和6年度 第33回 三ヶ日東小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年1月24日（金）13時00分～15時40分
- 2 開催場所 三ヶ日東小学校 大会議室
- 3 出席委員 大野 恵美子、楠 道寛、渥美 浩之、大井 宏文、
黒柳 啓子、若松 一也、染葉 直美、鈴木 康二
- 4 欠席委員 石原 正仁、和田 勝美
- 5 学 校 中村 圭介（校長）、吉川 利行（教頭）
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 山田 雅美
- 8 運営協議会開催前に、給食試食会を行った。
- 9 議長の選出
司会（染葉委員）から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、前回会議終了後決定した通り、大井委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。
- 10 前回会議録の確認
司会の指示により、教頭から、別紙資料に基づき前回会議録について説明があった。
- 11 協議事項
 - （1）学校評価の成果と課題から
 - ・学校の自己評価
 - ・学校関係者評価※いじめ防止等のため基本的な方針の評価も含む
 - （2）教育活動や児童の様子に関すること
 - （3）令和6年度の学校運営協議会自己評価について
 - （4）その他
（学校サポーター・学習支援活動の集約、ステッカーの引継ぎと管理等）
- 12 会議記録
司会から、委員総数10人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。（楠委員14時15分より途中参加）
 - （1）学校評価の成果と課題から
 - ・学校の自己評価
 - ・学校関係者評価※いじめ防止等のため基本的な方針の評価も含む議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき、学校評価アンケート結果、学校

関係者評価について説明があった。説明後授業参観を行い、意見を求めたところ、委員から以下の発言があった。

◇児童が積極的に手を挙げられる環境にあると思う。(鈴木委員)

◇保護者、児童、教員とそれぞれアンケート結果に差が見られる。アンケート結果から改善策を考えていった方がいい。(鈴木委員)

◇授業が面白い。子供たちも生き生きと楽しそうに授業を受けている。先生方が工夫しているのがわかる。(若松委員)

◇家庭学習等は家庭環境、個人によって差が出るので、非常に難しいと思う。学校から改善させることは難しい。授業で分かりやすく教えていただけていると思う。保護者の方々も言いたくなるのは分かるが、大事なことは他にもあると思う。(若松委員)

◇中学に行って学力が足りなくて行きたい高校に行けないという話を聞く。自分がやりたいことが見つかった時に、可能性が減るかもしれない。何故勉強するのかを話してあげた方がいい。(若松委員)

◇子供たちが楽しく学校へ通いたいと思えることは、友達関係もあると思うが、1番は勉強が良く分かるということだと思う。そういう意味では分かる授業をしていただくということが1番だと思う。今日の子供たちの様子を見てみると、やりたい意欲があふれ出ている。低学年は特に。先生方の工夫があるからだと思う。(大野委員)

◇先生方の教材研究をする時間が無いと感じている先生もいる。学校で時間をどうとっていくのかと思う。働き方改革がされていると思うが、放課後等さける時間を作ってあげられないものかと思う。(大野委員)

◇楽しそうだと言うのは感じられた。小さいうちから生きた英語を学んだり、タブレットを使ったり、自分たちの頃とは時代が違う。これから先が楽しみ。(大井委員)

◇今の子どもたちは外で遊ばず、家の中で動画を見たりしていて、読書も勉強も足りないと思うところもあるが、テストの結果をみていると授業で十分理解できているのかなと思う。無理に勉強させるより、好きなことをさせて、そこを伸ばしてあげた方がいいと思うこともあるが、中学へ行って勉強がついていけず、不登校になる可能性もある子もいるので、みんながついてきているかの確認は必要と思う。(大井委員)

◇パソコン等の機器が多くあることで、興味を持ち楽しく学習できているなど思うが、楽しんでいて、どの程度定着しているか確認は必要だと思う。(染葉委員)

◇機械対自分になってしまい、世界が広がらない恐れも多少感じている。他のことへの繋がりが薄くなってしまいう傾向については考えたい。めりはりをつけ、子供同士で関わる時と、個々に取り組む時と意識して作ることが大切だと思う。(染葉委員)

◇子供たちは授業を楽しそうに受けていて、先生方の工夫しているのがよく分か

る。(渥美委員)

◇先生方の教材研究の時間がとれているという項目が、そう思うがゼロなのが気になった。(渥美委員)

◇今日初めて外国語の授業を見て、自分も受けてみたいと思った。(黒柳委員)

◇保護者の意見としては、もっと勉強して欲しい。先生方が熱心なので、もっと色々なことに取り組みたいが時間が取れないと思った。習い事等もあり、家庭での学習については、いつまでたっても課題になると思う。(黒柳委員)

◇昔は人数も多く中には、あまり手を掛けられなかった子もいたと思う。勉強や部活も自分でどうすればいいか考えないといけなかった。今は部活でも即レギュラーになれたり、先生が教材をしっかり揃えてくれたりしているので、ありがたい反面、子供の様子を見ると待ちの姿勢が多いのが気になる。自分で考えようとしなない。親も面倒見すぎだと思う。自分で考えられる子の方が伸びる。(楠委員)

◇知らないと動けないので、自主的に動けるかどうか、自主性が大事になる。道具なども自分でメンテナンスすることで、大事にする。全部お膳立てしてしまっている、今更突き放せない。(大井委員)

◇色々なスポーツを経験させて、色々なことに興味を持ってもらいたい。(大井委員)

◇中学の部活の地域移行に伴い、スポーツ少年団と連携しながら、市の教育委員会と地域で組織を作って行こうと考えている。(若松委員)

◇自主性が無いと言われているが、私たちが見ていないだけで、実際1時間参観すれば、自主性を育てる授業をしてくれていると思う。(大野委員)

◇昔は中学の部活動等、全部自転車で行っていたが、今は送迎があたりまえ。(楠委員)

◇ミーティングや子供たちに自分たちで考える時間を与えることで自主性は育つ。スポーツなら戦略を考えさせる等。(若松委員)

◇レクチャーを受けてから、どうしたらいいか考えさせる、を繰り返しやる。(若松委員)

◇交通安全を語る会では、テーマを決めて意見を求めると、沢山意見が出ていたので、テーマを決めてあげればいいと思う。(大井委員)

◇自主性と言うと、自分個人を見つめなおすという意味に捉えがちで自分しか見えなくなる、本来は他人があって自分なので、他人を認識することが自主性。自分自身のところは、いくつになってもわからない。他人をしっかり認めてあげる。(楠委員)

◇保護者との連携をいかにしていくかが大切だと思った。(鈴木委員)

◇いじめに対しては学校でしっかり対応して頂いていると思う。(若松委員)

◇いじめを無くすことは難しいと思う。寄り添ってくれる子が一人でもいればいいと思う。(楠委員)

◇最近は子供の表れも多種多様なので、個々に対応している学校は大変だと思う。学校で話を聞いてあげる、児童が話しやすい環境であるのはありがたい。(大井委員)

◇対応している先生のケアもしてあげてほしい。一人で抱え込まないようにする仕組みづくりが大切だと思う。(大野委員)

◇攻撃されやすい子に対して、周りがどういう目でみているか、保護者や教師が意識していないとエスカレートする場合があると思う。(染葉委員)

◇子供が学校へ行きたくない理由として、安易にいじめと言う場合があるので、本当のいじめとそうでないものと区別が難しい。学校側も大変だと思う。(大井委員)

(2) 教育活動や児童の様子に関すること

議長の指示により、教頭から説明があり、意見を求めたところ、委員から発言はなかった。

(3) 令和6年度の学校運営協議会自己評価について

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき、学校運営協議会自己評価について説明があり、次回運営協議会時まで記入し、提出する様説明があった。

(4) その他

(学校サポーター・学習支援活動の集約、ステッカーの引継ぎと管理等)

議長の指示により、染葉委員から、学校サポーター、学習支援活動について説明があった。

議長の指示により、教頭から、ステッカーの引継ぎと管理について説明があった。

■連絡事項等

(1) 次年度以降の委員について

司会の指示により、大野委員より別紙資料に基づき委員の任用について説明があった。

(2) 次回議長の選出

○司会より次回議長の選出について、議長を黒柳委員、司会を鈴木委員に推挙する旨の報告があった。

(3) 年間予定

○教頭より、年間予定について説明があった。

第34回：令和7年 2月18日(火) 15時00分～16時30分



令和7年度 三ヶ日東小学校 2025輝きプラン



(第4次浜松市教育総合計画 基本理念)

描く夢や未来の実現

(3つのコンセプト)

「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

(目指すこどもの姿)

- ・自分らしさを大切にすることも
- ・他者と協働し、主体的に行動できるこども
- ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

(三ヶ日中学校区目指す子供像)

三ヶ日の未来を担い、夢をもって自分らしく輝く子

(合言葉)

目を見て聞いて伝え合い
自分から早寝早起き 朝ご飯
あいさつ 笑顔 やさしい言葉

学校教育目標

夢をもち、都筑の丘に輝く子

目指す子供像

よりよい自分、よりよい仲間、よりよい学校をつくる子

進んで学ぶ子

○話をよく聞く。

- ・聞き方の指導
- ・話の内容の確認及び、振り返りの場の設定

○目的意識をもち、様々な人とかわり、自分の考えを表現する。

- ・地域人材の積極的活用
- ・東の子発表会の実施

○学習の基礎・基本を身に付け、使う。

- ・「はままつの教育」による各教科等の授業改善
- ・ICT機器の積極的活用

思いやる子

○挨拶、返事ができる。

- ・児童会による挨拶運動
- ・気持ちの良い挨拶と返事の励行及び意図的指導

○相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動ができる。

- ・道徳教育の充実
- ・「はままつマナー」の活用

○お互いのよさを認め合い、大切にする。

- ・縦割り班活動（清掃、遊び、キラキダンスコンテスト等）の充実
- ・かがやきカードの活用

健やかな子

○けじめのある行動ができる。

- ・生活、学習ルールの共通理解と徹底
- ・教室環境の整備（整理整頓）

○困難な場面でもくじけず、最後までやり遂げる。

- ・児童に寄り添う教育相談
- ・成功・失敗体験での温かな称揚や容認、励まし

○健康で安全な学校生活を送る。

- ・いじめの未然防止、早期対応
- ・健康・安全教育（健康管理 交通・防災・防犯）の推進

キャリア教育の推進 育てたい力 - 自分の未来をひらく みつかビの力

みつめる・みつける

つなげる・つながる

かいつする

ビジョン（生き方）をえがく

地域と共に輝く学校

保護者との連携

- ・教育相談体制の充実
- ・家庭との連携による情報モラル教育
- ・PTA活動

地域との連携

- ・学校運営協議会との協働
- ・地域人材活用及び学校支援サ-タ-活動
- ・町内各組織との協働

令和7年度 三ヶ日東小学校 教育課程変更点について

1 行事等

- (1) 完走大会【12月10日(水)開催予定】コースの一部を、競技上での安全面を考慮し、次のように変更します。
- ・ 全学年 → スタート後の転倒等による事故を減らすため、スタート位置を延長し職員室前付近とします。
 - ・ 高学年(5・6年) → 児童の過度な負担を軽減するため、坂道での折り返しを3回から1回にします。
距離が1780mから1400mになります。
 - ・ 中学年(3・4年) → 距離が1280mから1300mになります。
 - ・ 低学年(1・2年) → 距離が980mから1000mになります。
- (2) 4月に行っていた家庭訪問については、保護者の負担軽減及び教職員の移動等による時間削減を図り、保護者と教員とのより充実した話し合いとするため、学校での個別面談にします。(12月の個別面談は実施します。)

2 週課・日課

- (1) 子供たちが落ち着いて学校生活を送ることができるように、平日(月～金曜日)の5時間目開始時刻を13:30に揃えます。
- (2) 文部科学省が定めた学習指導要領(学校で学習する内容や時数等を決めたもの)を見直し、適切な授業時数にします。
そのため、週の授業時数を次のようにします。
- 1年 24時間(月は4時間、火～金は5時間)
 - 2年 25時間(月～金は5時間)
 - 3年 27時間(月・水・木は5時間、火・金は6時間)
 - 4・5・6年 28時間(月・水は5時間、火・木・金は6時間)
- また、年間の授業日数を増やし(R6 196日→ R7 199日)、1学期終業式を7月25日(金)にします。
- (3) 夏の暑さによる子供たちへの熱中症等の影響を軽減するため、7月～9月中旬は、昼休みを15分繰り上げます。その期間の下校時刻は15分早くなります。

3 部活動等

- (1) 浜松市教育委員会の通知により、令和7年度以降、市と部会の陸上記録会、水泳記録会及び夢の丘コンサート(浜松市音楽科研究発表会)の開催がなくなったため、部活動は行いません。
- (2) 令和7年度の30分間回泳は、ToBio(浜松市総合水泳場)の工事の関係で、自校開催になります。(R8年度以降はToBioでの開催予定)

浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針

浜松市立三ヶ日東小学校

浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	5
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	7
2	いじめの防止等に関する取組	8
	(1)三ヶ日東小年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13

第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味	14
(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気づき・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

・2 いじめの防止等に関する取組 (1)三ヶ日東小年間指導計画 CP: キャリア・パスポート SC: スクールカウンセラー SSW: スクールソーシャルワーカー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間を通した「かがやきカード」の取組 学年朝会で人間関係づくりを推進												
学級・学年	入学式 始業式 生活の約束の確認 学活 ・年間をめあて (CP)	学活 ・学級目標 道徳 ・公正公平 学活 ・情報モラル	キラキラダンス コンテスト (CP) ・縦割活動 はままつマナー 全校道徳 ・生命尊重 ・相互理解 命の授業	学活 振り返り 終業式 ・安全な過ごし方		学活 ・めあて 道徳 ・友情信頼 はままつマナー	運動会 (CP) 道徳 ・友情信頼 ・国際親善 命の授業	校外学習	完走大会 終業式 ・安全な過ごし方 学活 ・振り返り	道徳 ・公正公平 はままつマナー 学活 ・めあて	東の子発表会 (CP)	修了式 卒業式 道徳 ・感謝 学活 ・年間 ・振り返り (CP)
年間を通して児童会が挨拶運動を実施 委員会が各種イベントを実施												
児童会	ようこそ1年生集会 縦割り遊び	かがやき集会	キラキラダンスコンテスト				縦割り遊び	かがやき集会(1人1鉢)	代表委員会 学校をよりよくしよう	学校保健週間	縦割り遊び ありがとう集会	6年生ありがとう集会
いじめや命について考える月間 いじめ対策委員会(毎月20日前後)												
教職員	生徒指導全体会① ・基本方針 ・情報交換 教科オリエンテーション	生徒指導全体会② アンケート ・個々面談 校内研修 ・学習の約束	校内研修 ・アンケートの考察	生徒指導全体会③ ・児童理解	幼保小中合同研修 校内研修 ・方針見直し ・事例検討 (SC参加)	生徒指導全体会④ ・児童理解 あゆみ配付	アンケート ・個々面談	生徒指導全体会⑤ ・児童理解 ・アンケートの考察	校内研修 ・外部機関との連携 (SSW参加)	生徒指導全体会⑥ ・児童理解 アンケート ・個々面談	教育課程編成会 ・方針の見直し等 ・アンケートの考察	教育課程編成会 ・方針の見直し等 あゆみ配付
年間を通して学習ボランティアを募集、授業補助の実施												
保護者・地域	入学式 個別面談 PTA 総会 ・基本方針 説明 学校運営協議会	資源物回収 奉仕作業 民生委員・児童委員と語る会 学校後援会	学校後援会 総会 学校運営協議会 キラキラダンスコンテスト	個別面談	健全育成 会標語 人権作文	資源物回収 奉仕作業	運動会 学校運営協議会 民生委員と語る会	参観会 懇談会	完走大会 個別面談	資源物回収	東の子発表会 ありがとう集会 学校運営協議会 民生委員・児童委員と語る会	卒業式

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢をもち、都筑の丘に輝く子」の具現化を目指し、「相手の気持ちを考えた言葉遣いができる」と「お互いのよさを認め合い、大切にする」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

6月12日を基準日とし、全校道徳として「生命尊重」や「思いやり」をテーマにした題材を扱う道徳の授業を各学級で実施する。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

学級活動での学級目標の設定
「命について考える」をテーマにした各委員会の取組

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

学級や学年における「6つの学習の約束」の確認
学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
授業テーマに沿った授業実践と振り返り
学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

キャリア教育を活用した各教科のオリエンテーション
「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業
「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施

	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ	発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施 「国際理解、国際親善」をテーマにした道徳の授業の実施
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
	人間関係づくりについて考え、実践する「学年部朝会」の設定 朝の会、帰りの会等における「かがやきカード」の取組 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期アンケート調査：学期に1回
 - ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
 - ・学校で実施する。
 - ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ・速やかに全員を対象に個別面談を実施する。
 - ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
 - ウ 保存
 - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 個人面談は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期個人面談：アンケート実施後、2週間を「教育相談週間」とし、担任が全員と面談する
 - ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎

外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしま

す。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(三ヶ日東小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・キャリア教育において、学校側の要望を聞き学校サポーターや外部講師などを積極的に活用するなど、社会との繋がりを深めていくことを検討する。
- ・登下校の安全安心の取り組みとして、危険箇所マップを交通安全を語る会で活用し子供たちの交通安全意識を高めたり、自治会と連携(見守りステッカーの継続的な活用を含めて。)したりするなどして更に有用なものとしていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・学校教育目標である「夢をもち、都筑の丘に輝く子」を具現化できるように、地域と共に地の教育を進めていきたいという学校の願いに沿った熟議を進めていくことができたと感じている。
- ・本年度は創立150周年の記念すべき年であり、協議会の中でアイデアを出し合ったり、協力できるところは協力したりして、地域をあげての取り組みとなって良かった。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・本年度も本校の特色の一つである学校サポーター活動を充実することができて良かった。今後も地道に地域人材を発掘していきたい。
- ・先日開催されたありがとう集会では、たくさんの地域の方に参加をさせていただいた。改めてたくさんの方の、東小の子供たちに対する愛情を感じる事ができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・危険箇所マップの活用や子供見守り活動の紹介など、協議会で熟議された内容を保護者に積極的に発信していくことができて良かった。
- ・コミスク便りが見やすく、写真も有効に活用され、地域の方にも評判が良かった。今後も学校運営協議会での取り組みや学校の運営方針など、積極的に知っていただけるよう努めていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- ・令和6年度も、学校側の要望を聞き学校サポーターや外部講師などを積極的に活用するなど、学校と地域を結ぶ役割を果たしていく。
- ・地域版人材バンクの活用をさらに充実させていく。
- ・登下校の安全安心の取り組みとして、子供たちの交通安全意識を高めたり、自治会やPTAにも見守りについて依頼したりしてきた。今後も継続的に啓発活動を進め、新たな試みも取り入れながら、子供たちが安心して学校生活を過ごせる環境作りを推進していきたい。
- ・見守りステッカーの活用と登下校安全安心マップの更新を進める。
- ・浜松市こども安全ネットワーク推進事業への参加を推進する。
- ・PTAと学校運営協議会の連携を密にする手立てを構築していく。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立() 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・令和6年度も、学校側の要望を聞き学校サポーターや外部講師などを積極的に活用するなど、学校と地域を結ぶ役割を果たしていく。
- ・地域版人材バンクの活用をさらに充実させていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

令和6年度 第34回三ヶ日東小学校運営協議会資料

1 令和7年度の学校運営協議会の目的、組織、取組（案）

【目的】

- ◎学校運営に関すること
- ◎学校運営に必要な支援に関すること
- ◎児童の健全育成に関すること

【組織】

令和7年度学校運営協議会委員（10名）

- 会 長（1名）※会長は委員の中から互選で決める
- 副会長（1名）※会長が指名する
- 学校支援コーディネーター ※委員を兼ねる
- 委 員（5名）

※令和7年度PTA会長、副会長（女性）、令和6年度PTA会長を含む

- 学校関係者 校長 教頭 校内CS担当 CSディレクター

【主な取り組み】

- ◆学校の運営方針に基づいた学習支援・学校サポーター活用の工夫と記録保管
 - （例）地域版人材バンクの活用
- ◆協議会として、学校運営が円滑にできるようにPTA、地域、関係機関との連携を深め、登下校時の安心・安全を確保する取り組み、教育環境等整備の推進
 - （例）見守りステッカー活用の推進
 - 浜松市子供安全ネットワーク推進事業への参加
- ◆協議会として、必要な会合には積極的に参加し連携を深める
 - （例）交通安全を語る会、後援会、その他学校行事に参加
- ◆その他

【確認事項】

- 運営協議会 進行 ※学校支援コーディネーターが順番で実施
- 運営協議会議長 ※委員の順番制で実施（但し会長は除く）
- 学校運営協議会連絡・相談窓口は教頭とする
- 会の内容によってはオブザーバーとして関係者に参加を依頼する

○各運営協議会の前には事前打ち合わせ会を持ち、会のスムーズな進行に努める

※出席者 会長、議長、校長、教頭

2 令和7年度学校運営協議会開催予定と主な議題（案）

◆第35回 4月

- ・運営協議会会長・議長の選出及び副会長の指名について
- ・運営協議会の目的、組織、主な取り組み等
- ・学校経営方針について
- ・その他

◆第36回 6月

- ・学校サポーター・学習支援に関すること
- ・教科、生活、総合、行事、児童の様子等に関すること
- ・その他（担当者、委員より）

◆第37回 10月

- ・学校サポーター・学習支援に関すること
- ・教科、生活、総合、行事、児童の様子等に関すること
- ・学校評価アンケート項目について
- ・令和7年度 学校運営協議会の自己評価について
- ・その他（担当者、委員より）

◆第38回 2月

- ・学校評価について
- ・令和7年度 学校運営協議会の自己評価集約
※学校運営協議会の成果・課題・反省等
- ・令和8年度 学校運営基本方針（案）に関すること
- ・令和8年度 学校運営協議会の目的、組織、主な取り組み、年間計画等（案）
- ・その他（担当者、委員より）
※来年度運営協議会委員について

3 その他

(様式2)

令和 7年 3月 1日

浜松市教育委員会 教育総務課
学校・地域連携担当課長

浜松市立三ヶ日東小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 石原 正仁

夢育やらまいか事業（CS加算分）報告書

夢育やらまいか事業のCS加算分の用途等について、下記のとおり報告します。

記

1 学校運営協議会からの意見

別紙「夢育やらまいか事業に対する意見書」のとおり

2 意見に基づき実施した活動等

No.	記号	事業内容	具体的活動内容
1	ケ	地域指導者による体験学習の充実	命の授業講師謝礼（1年生）
2	ケ	地域指導者による体験学習の充実	命の授業講師謝礼（6年生）
3	オ	自然体験活動の充実	生活・総合発表会資料製作に使用

3 活動に要した経費

夢育やらまいか事業収支決算書のとおり

収支決算書

住所又は所在地 浜松市浜名区三ヶ日町都筑2266番地の2

名 称 浜松市立三ヶ日東小学校夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

代表者氏名 代表 大野 恵美子

浜松市立三ヶ日東小学校夢育やらまいか事業

1 収入の部		411,000 円
	内 やらまいか加算	0 円
2 支出の部		411,000 円
	内 やらまいか加算	0 円

(内訳)

費目	予算額(円)	決算額(円)	算出の基礎						支出番号
			記号	事業内容	用途	単価	× 個数	= 小計	
報償費	40,000	40,000	ケ	地域指導者による体験学習の充実	講師謝礼	20,000	× 1	= 20,000 円	4
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	講師謝礼	20,000	× 1	= 20,000 円	10
旅費	0	0							
需用費	64,100	54,100	オ	自然体験学習の充実	浜名湖環境学習材料代	1,500	× 1	= 1,500 円	3
			オ	自然体験学習の充実	浜名湖環境学習材料代	1,075	× 1	= 1,075 円	5
			オ	自然体験学習の充実	浜名湖環境学習材料代	500	× 1	= 500 円	11
			オ	自然体験学習の充実	浜名湖環境学習材料代	2,100	× 1	= 2,100 円	12
			オ	自然体験学習の充実	文房具代	20,726	× 1	= 20,726 円	19
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	2,640	× 1	= 2,640 円	1
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	3,355	× 1	= 3,355 円	2
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	2,310	× 1	= 2,310 円	6
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	4,510	× 1	= 4,510 円	7
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	3,025	× 1	= 3,025 円	8
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	3,300	× 1	= 3,300 円	13
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	6,309	× 1	= 6,309 円	18
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	2,750	× 1	= 2,750 円	17
			ケ	地域指導者による体験学習の充実	盛花用花代	6,309	× 1	= 6,309 円	18
役務費	0	0							
使用料	306,900	306,900	エ	保健に関する事業	熱中症予防(テントレンタル)	132,000	× 1	= 132,000 円	14
			オ	文化・芸術体験学習の充実	夢の丘コンサート貸切バス代	94,600	× 1	= 94,600 円	15
			シ	部活動大会参加支援事業	部会陸上記録会貸切バス代	80,300	× 1	= 80,300 円	9
負担金	0	10,000	エ	防災・防犯教育の充実	防犯教室負担金	10,000	× 1	= 10,000 円	16
計	411,000	411,000							

3 清算

	負担額	負担割合(%)	返金額
浜松市	411,000	100.00%	0



令和7年2月18日

学校運営協議会委員 各位

学校運営協議会長 石原 正仁

令和7年度 第35回 三ヶ日東小学校運営協議会 開催について

このことについて、下記のとおり開催します。つきましては、関係各位には御出席をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和7年4月23日(水)15:00～16:30

2 会 場 浜松市立三ヶ日東小学校

3 内 容 (1)会長挨拶

(2)熟議

①令和7年度学校運営基本方針（校長）

②いじめ防止等のための基本的な方針（校長）

③令和6年度学校運営協議会自己評価（会長）

④令和7年度学校運営協議会の目的及び年間計画、組織（会長）

⑤令和7年度夢育やらまいか事業（教頭）

4 その他

(1)御欠席の場合は、4月16日(水)までに、三ヶ日東小教頭 吉川に御連絡ください。

(2) その他、本件に関して御不明な点は、以下担当へ御連絡ください。

担当（連絡先）

浜松市立三ヶ日東小学校 高島 博

CS ディレクター 山田 雅美

TEL 526-7034

mikkabihigashi-@city.hamamatsu-szo.ed.jp